

本邦に於ける通商條約の締結及之が改正は安政開國以來本邦に於ける最も重大なる外交問題となり、之に手を着けたる幾多の政府當局は、萬延元年（一八六〇年）三月三日安政五箇國條約締結の責任者たる井伊大老が櫻田門に於て刺殺されたるを始めとし、明治開國後に於て初めて之が改正を試みたる明治四年岩倉特使の歐米派遣は不幸なる西南戰爭の原因となり、其後寺島（明治六年—十二年）、井上（明治十二年—二十年）、大隈（明治二十一年—二年）諸外相相次いで朝野に勃發せる條約改正反對論の爲挂冠するの己むを得ざるに至りしのみならず、大隈外相の如きは之が爲爆撃を受けて雙脚を失ふた。此の間に於て、泰西諸國の本邦に對する態度は漸次緩和せられ青木外相（明治

## 資料

本邦條約改正及右に關する  
文獻に付て

## 一

二十二年—四年）により列國との間に殆ど對等條約の締結を見るに至らんとする機運に達せしも、明治二十四年五月十一日來朝の露國皇太子に一巡査が切り付けたる天津事件勃發の爲青木外相亦其の職を退かざるを得ざるに至つた。次に立ちたる榎本外相時代（明治二十四年—五年）に於ては見るべき進歩無く、明治二十五年八月八日伊藤内閣成立、陸奧外相就任により從來の面目を改め、明治二十七年七月十六日前外相駐英青木公使の手により、初めて對等條約締結の目的が達せられたのである。此の如く從來本邦との間の安政條約改正に關し最も反對を唱へ來りたる英國が約變して本邦の提案に應ずるに至りたる主因は西比利亞鐵道の貫通により極東の情勢一變對露外交上日本に接近せんと欲するに至りたるが爲である。其後米國を始め獨佛伊露澳等の關係國との間に條約改正を完了せるは、明治三十年十二月迄もかゝりし爲本邦最初の國定關稅定率の實施は明治三十二年一月一日、陸奧諸條約の實施は同年七月十七日又は八月四日（佛澳）となるに至つたのである。而して陸奧諸條約に於ては治外法權の撤廢に主力を注ぎ所謂稅權の回復は第二に措きた

るに付、右陸奥條約の満期日たる明治四十四年七月十六日又は八月三日に於て、小村諸條約の改正が完成し茲に本邦は法權、稅權共に完全なる對等の基礎の下に列國との條約關係が規定せらるゝに至つた。

併し如上陸奥、小村諸條約に於ては、安政諸條約上の偏務的桎梏より脱却し、泰西諸國との間に單に完全なる對等條約を締結するを骨子とせるが故に海外に進展し行く本邦臣民貨物、船舶の保護助長に對しては、其の意を加ふることが充分でなかつた。仍而歐洲大戰中大正七年原内閣に於ける内田外相（大正七年—十二年）により戰時戰後條約改正方針が決定せられ、本邦は所謂通商自由主義の下に世界の各方面に對し、本邦移民の入國、商品の輸出増進及船舶の進出を計らんが爲諸條約が締結改正せられ、本邦對外經濟は世界列國中稀有の發展を遂ぐるに至つたのである。然るに昭和四年世界恐慌以後、列國は各エノミツク・ナシヨナリズムの下に、保護制限主義を採用するに至りしに付、昭和八年日印條約廢棄を契機として本邦は通商政策上一轉回を來たすの餘儀なきに至り、翌九年四月七日通商擁護法の制定となり、互惠的通商自由主義の下に加奈陀、濠洲其他の諸國との間に諸條約が締結せられたるも未だ充分其の目的を達せざるに先だち昭和十二年七月支那事變勃發し漸次互惠主義

の下に貿易統制主義を採用するの餘儀なきに至り、更に昭和十四年九月第二次歐洲大戰勃發、昭和十五年九月日獨伊三國條約の締結により大東亞共榮團の建設を目的とするプロック的互惠統制主義を採用するに至つた。

## 二

如斯條約改正の歴史は、之を對内的に見れば本邦開國以來の外交及對外經濟發展史上最も重大なる關係を有するものなるが更に一步を進め之を對外的に見れば、日本が安政條約の桎梏より脱し泰西諸國と對等條約の基礎の上に世界列國に比類なき發展を遂げ得たことは、世界民族の文化發展史上に於ける傳觀である。日本が先進泰西諸國との間に完全なる對等條約を締結し得たことは、聽て右日本の爲すところに倣ひ亞細亞、阿弗利加に於ける幾多他の治外法權被束縛國が其の片務的東縛より脱するところと成つたのである。即ち土耳其は大正十二年のロザンヌ條約の締結により、暹羅は大正十三年の交日本、英、佛、蘭等との條約改正より、イランは昭和三年頃英國日本其他との條約改正又は締結により、又滿洲國は昭和十一年日本との條約の締結により何れも治外法權を撤廢し、最後に残つた支那も客年十一月日本は南京國民政府政權との間に締結せる基本條

約第七條により治外法權撤廢が約せられたのである。

### 三

上記の如く本邦條約改正問題は、本邦に於ける外交及對外國政策史及世界文化史上より見て甚だ重要なものなるに拘らず、之が研究は比較的苟且に付せられ、右に關する文獻も餘り多くない。其の理由は本邦に採り事重大なる外交問題に關するが爲、右に關する一切の資料は從來外務省に於て嚴密に付せられ、公表せられたるもの甚だ少なきが爲である。尤も右に關する資料中明治開國前ものは、幕府に於ける蕃書取調局に於て收藏のものが、明治政府以後外務省に引繼がれ、後文部省に於て維新資料編纂局の設けらるゝに至り、之に移管せられたるが、維新資料編纂局に於ては、既に昭和十四年三月以降右資料等を參考し、「維新史」第一卷及第二卷及「大日本維新資料」十卷を公刊し、右「維新史」中には安政五箇國條約締結前後に於ける事態を詳説し居る。加之安政條約締結の經緯に付ては、本邦に採り最も重大なる政治問題となりしが爲、右に關する研究は本邦に於ける一般歴史家の好題目となり、徳富氏の「近世日本國民史」(昭和四年刊行第三十二編神奈川條約締結編以下第三十三、三十四、三十七、四十四、五十五編等)を始め、田邊

太一氏著「幕末外交談」(明治三十一年)田保橋潔氏「近代日本外國關係史」(昭和五年)、本庄榮治郎博士著「幕末の新政策」(昭和十年十一月)、徳重淺吉氏著「孝明天皇御事蹟紀」(昭和十一年六月刊行)、史學會創立五十年記念として公刊せられたる「東西交渉史論」(昭和十四年五月)中に於ける丸山文學士の「歐米諸國の極東進出と幕末に於ける我貿易の趨勢」、更に最近には前商工次官鶴見左吉雄氏著「日本貿易史綱」(昭和十四年六月)の如き有益なる著書續々刊行せられて居る。尙右に關聯し明治十七年四月外務書記官記録局長渡邊浩基監督の下に編纂せられたる「外交志稿」は、其の附屬年表と共に建國以來明治元年に至る重要外交史實を正確に記述せる有益なる資料である。之と同時に外務省にては同年七月「締盟各國條約彙纂」なるもの刊行し、安政條約以來各種條約類を類聚し、續いて陸奥條約改正後明治三十二年「改訂條約彙纂」を、明治四十一年小村條約改正準備として「再訂條約彙纂」を、更に大正七年内田外相時代戰後條約改正に資する爲「大正七年條約彙纂」を編纂刊行せるが、其後條約局の設置と共に條約彙纂刊行第一課所管の重要事務となり、大正十四年三月及昭和十一年六月に現行條約彙纂を、大正十三年三月及大正十五年六月に支那關係諸條約彙纂を、昭和五年五月及九年四月に舊條約彙纂を刊行せるが、今日に於

## 一 橋論叢 第七卷 第四號

ては後三者を見れば本邦新舊の條約關係は全部明瞭である。

外國文にては米國國務省より累年發行の“Report of Foreign Relations”及英國政府より發行せられたる“クォーター・レビュー”等の公刊書冊の外、一九三〇年 Japan Society, New York より行 Mario Emilio Cosenza, Ph. D. 著“The Complete Journal of Townsend Harris, First American Consul-General and Minister to Japan”一九三一年米國 New Haven, Yale University Press より發行せられたる F. C. Jones, M. A. 著“Extraterritoriality in Japan and the Diplomatic Relations Resulting in Its Abolition, 1853-1899.”一九三七年 University of Pennsylvania Press より發行せられたる Harry Emerson Wildes 著“Aliens in The East, A New History of Japan's Foreign Intercourse”の如きは甚だ有益なる資料である。

## 四

續つて明治開國以後の條約改正史に付ては外務省に於て條約改正に關する文書を公刊せざる結果明治二十八年十二月印刷の陸奥外相の自叙傳たる寒々録が最も有名であり、又、岩倉、副島、伊藤、山縣、井上、大隈、桂、原諸條約改正關係諸大官に

付各尅大なる傳記類が刊行せられ、其の中に條約改正に關する事項相當多く記載せられて居るのみである。個人の著書として一般明治時代の外交政治史に關する各種の著作中に條約改正問題が斷片的に記載せられ居るのみである。其の間に在りて民間著書としては明治三十二年陸奥條約實施の際刊行せられたる恩師故中村進午博士新通商條約編、昭和十二年五月慶應義塾經濟史學界紀要第一冊「明治初期經濟史研究」及深谷博治氏著「初期議會・條約改正」(昭和十五年二月刊行)なる諸著作は參考となるべきものがある。殊に後者は其の内容を井上、大隈、青木、榎本、陸奥時代を通じ、外務省に於て條約改正事務を管掌せられたる前政務局長中田敬義氏所藏の資料に依據せられたるものと認めらるゝもの多きに付有益である。然れども本邦條約改正史を外交、法律、經濟上の見地より記述立論せるものは絶無と言ふの外なく、例へば大藏省保護の下に明治三十六年一月完成を見たる「明治財政史」の如き十五卷の大部に上る大出版なるも、關稅法及關稅定率法に關しては、有要なる資料の掲載少く、僅に明治四年岩倉特派大使が歐米に派遣せられたる際同年十一月大藏省より正院に提出したる海關稅低昂見込書、輸入稅目略説及擬定輸出入稅目並に明治七年四月租稅頭松方正義、租稅輔吉原重俊より大藏卿大隈重信宛の稅則改定の建議及同附屬

擬定輸入税目に關聯するものだけである。尤も右建議は其後明治八年七月二十三日附を以て大隈大藏卿より寺島外務卿宛海關稅則改正に付きての照會及同八月三日附大隈大藏卿より太政大臣三條實美宛海關稅則改正の儀に付きての上申となり、更に明治十年二月六日吉原關稅局長より大隈大藏卿宛條約改正案建議となり、之が結局西南戰役後に於ける政府當局財政上の逼迫に伴ひ、曩に述べたる明治十二年の稅權回復を目的とする寺島外相の條約改正が先づ試みられたのである。尙右明治財政史中に寺島條約改正が成功したる曉に實施せられたるべき輸入税目草案を記載し居るは注目するに足る。然るに其後井上外相時代に於ける關稅改正案に付ては明治財政史中何等記載するところがない。之は井上外相時代に於ては關稅に關する問題は勿論諸法典編纂に關する事項すら司法省及元老院より井上外務卿主宰の條約改正委員會に於て管轄することとなりたる爲である。右事條約改正に關する以上、關稅及法制に關する事項と雖も外務省をして主管せしむることは大體に於て其後も大隈、青木、榎本、陸奥時代を通貫せる政府の方針にして、明治四十四年小村條約改正に於ても此の方針の下に關稅定率法の改正、外國人土地所有權の供與、永代借地權の處分、沿岸貿易問題等は總て小村外務大臣を委員長とする條約改正準備委員會に於て審議せられた

資  
料

のである。之が爲井上外相時代以後上記條約改正に關する法典編纂を準備し、又外交交渉上の顧問として有名なるボアソナー(D(佛)、ジーボルド(獨)、デニソン(米)、ルードロフ(獨)、パテルノストロー(伊)等の外國法律家が外務省に備聘せられたのである。而して是等外國諸大家は未發表なるも條約改正問題に關する幾多有益なる論文を残して居るのである。従て是等外務省所藏の條約改正に關する書類を一括發表するに非ざれば、明治開國以後に於ける條約改正史に付充分なる研究を爲すを得ないのである。仍て日本學術振興會に於ては、外務省調査部の協力を得て昭和八年以降加藤、清水、山川、山田、立、諸博士等を委員とする明治立法資料編纂委員會の事業として憲法制定の淵源となりたる諸法令と共に外務省の所藏の條約改正に關する書類を一括編纂公刊することを企て、既に昭和十年八月其の一着手として「條約目録」を刊行し爾來外務省調査部監督の下に右編纂事業は續行せられ既に岩倉時代より陸奥條約時代に至る迄の書類の整理、編纂を了したるが故に、之に井上外相時代に於ける條約改正會議議事録及一般條約改正交渉要領を附屬せしめ、約七卷に上る大編纂事業を昭和十六年度中には完成すべき見込であり、其の中第一卷(岩倉、寺島時代を收録)は少くとも本年三月迄には刊行し得べき見込である。

尙前記「條約改正關係大日本外交文書」刊行に關する事業と共に、外務省調査部に於て、明治初年以來の重要外交文書を包含する「大日本外交文書」なるものを公刊し始め、右は既に明治九年一月より同年十二月末迄の分を包含する第九卷迄刊行するに至つた。右の中には明治初年以後に於て安政條約實施上、外國人は如何なる程度に迄日本の行政警察權に服するや安政條約國以外の國と新たに通商條約を締結するに付明治政府は如何なる態度を採りたるや等條約改正史上幾多有益なる資料を包含して居る。従て前記學術振興會委員會編纂の條約改正關係大日本外交文書が刊行せらるゝ場合に於ては、既刊外務省調査部編纂の「大日本外交文書」と併せ明治開國以後條約改正交渉に關する一切の對外事情を明瞭にするを得べく、之に前記條約改正に關係せる諸大官の傳記類聚並に當時の帝國議會議事録、新聞雜誌記事等を参照する時は條約改正史に關する調査研究が充分なるを得ることと思ふ。

〔備考〕筆者は明治四十年條約改正に關する準備開始せらるゝ頃、外務省に入り、先づ小村條約改正の調査主任たりし諸井(六郎)領事の下に、續いて小村條約改正係主任となられたる阿部(守太郎)參事官の下に條約改正及其調査に關する事務に關與し大正元年之が完成を見ると共に米國在勤となりた

るが、續いて大正六年戰時戰後條約改正調査の爲再び本省に呼戻されたるより以來大正十四年迄外務本省に於て内田、松井、幣原三外相の下に戰時戰後條約改正に關する事務に没頭することゝなつた。是等の關係上昭和七年歸朝後前記學術振興會委員として條約改正書類編纂事業に關與するところとなつたが昭和十一年退官を機會とし故上田東京商科大学長より特別依頼を受け、同大學に於て商業政策の講義を受持つと共に同大學調査部の事業として本邦通商政策及條約史の編纂に當ることゝなつた。然るに其後間もなく昭和十二年日支事變の勃發の爲上記兩編纂事業に充分の時を得ず、常に故上田學長の負願に背くこと多大なるを遺憾とせるが、昨年九月以後幸ひに小閑を得たるにより先づ前記故上田學長より依頼を受けたる通商政策條約史の中間報告とも見るべき「本邦通商政策條約史概論」なるものの編纂を取纏め高瀬新學長迄之を提出し、同時に去る二月之を公刊するに至つたが、同時に目下右學術振興會條約關係書類編纂刊行の推進員となつて居る次第である。(一六・三・三)(川島信太郎)